

Ⅲ 答申の概要

今期は、鉄道関係 2 件（2 事案）、旅客自動車関係 1 件（1 事案）及び航空関係 3 件（3 事案）の合計 6 件（6 事案）について、国土交通大臣からの諮問に対して答申をした。その概要は次のとおりである。

1 株式会社舞浜リゾートラインからの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請事案

申請者である株式会社舞浜リゾートラインは、リゾートゲートウェイ・ステーション～リゾートゲートウェイ・ステーション間（5.0 キロメートル（環状運転・反時計回り））の鉄道を経営しているが、輸送人員が当初の見込みを下回り、営業収入が予測された額を大きく下回ったこと等により財務状況が悪化していること、今後、利用者サービス向上や安全・安定輸送のための設備投資も必要になってきていることから、平成 13 年 7 月 27 日の開業時から実施している現行運賃を改定し、鉄道事業の経営の健全化を図り、より安全で快適な輸送サービスを提供したいとして、鉄道の旅客運賃の上限の変更（均一制運賃 200 円を 250 円に改定する等）の認可申請に及んだものである。

国土交通大臣から平成 19 年 2 月 13 日に諮問を受け、当審議会は慎重に審議した結果、同年 3 月 8 日に申請どおり認可することが適当である旨の答申をした。

2 関東鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請事案

申請者である関東鉄道株式会社は、常総線（取手～下館（51.1 キロメートル））と竜ヶ崎線（佐貫～竜ヶ崎（4.5 キロメートル））の鉄道を経営しているが、輸送需要が減少傾向にあったことに加え、平成 17 年 8 月のつくばエクスプレスの開業により旅客運輸収入がさらに顕著に減少し、収支の悪化が著しいことから、昭和 61 年 8 月 8 日から実施している現行運賃（消費税に係る運賃改定を除く。）を改定し、鉄道事業の健全な経営と安全な輸送を維持したいとして、鉄道の旅客運賃の上限の変更（初乗り運賃 120 円を 140 円に改定する等）の認可申請に及んだものである。

国土交通大臣から平成 19 年 2 月 22 日に諮問を受け、当審議会は慎重に審議した結果、同年 3 月 29 日に申請どおり認可することが適当である旨の答申をした。

3 北海道中央バス株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案

申請者である北海道中央バス株式会社は、小樽市、札幌市を主な営業エリアとしているが、輸送需要の減少により、収支の均衡を保つことが困難になってきているため、平成10年11月5日から実施している現行運賃を改定し、収支の改善を図ろうとして、一般乗合旅客の上限運賃の変更（対キロ区間制運賃の基準賃率30円20銭を33円60銭に改定する等）の認可申請に及んだものである。

国土交通大臣から平成19年2月20日に諮問を受け、当審議会は申請者意見聴取会を開催し、慎重に審議した結果、同年3月22日に申請どおり認可することが適当である旨の答申をした。

4 株式会社ジェイエアからの混雑飛行場（成田国際空港）運航許可申請事案

申請者である株式会社ジェイエアは、株式会社日本航空インターナショナルが東京（成田国際空港）～大阪（大阪国際空港）との間で1日2往復運航しているうちの1往復を同社に代わって運航しようとして本件申請に及んだものである。

国土交通大臣から平成19年2月15日に諮問を受け、当審議会は慎重に審議した結果、申請者の運航計画に定める発着が成田国際空港の発着調整基準に合致するものと認められる等、運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであると認められること、また、申請者が当該路線を1日1往復運航することにより、日本航空グループとしてこれまでどおり1日2往復の運航が継続され、利用者利便に適合する輸送サービスの提供が維持されることで、多頻度運航と競争状態が維持され、国際線との乗り継ぎ利便を含む利用者利便の維持に資するものであること等、当該混雑飛行場を適切かつ合理的に使用するものであると認められることから、同年3月13日に成田国際空港を使用して運航を行うことについては許可することが適当である旨の答申をした。

5 株式会社エアーニッポンネットワークからの混雑飛行場（関西国際空港）運航許可申請事案

申請者である株式会社エアーニッポンネットワークは、全日本空輸株式会社が関西（関西国際空港）～高知（高知空港）との間で行っている1日1往復の運航を引き継ぎ、

1日2往復の運航をしようとして本件申請に及んだものである。

国土交通大臣から平成19年2月15日に諮問を受け、当審議会は慎重に審議した結果、申請者の運航計画に定める発着が関西国際空港の発着調整基準に合致するものと認められる等、運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであると認められること、また、申請者が当該路線の増便を図り1日2往復運航することにより、利用者に新たな選択肢を提供するものであり、利用者利便に適合するものであること等、当該混雑飛行場を適切かつ合理的に使用するものであると認められることから、同年3月13日に関西国際空港を使用して運航を行うことについては許可することが適当である旨の答申をした。

6 ギャラクシーエアラインズ株式会社からの混雑飛行場（関西国際空港）運航許可申請 事案

申請者であるギャラクシーエアラインズ株式会社は、関西（関西国際空港）～札幌（新千歳空港）との間で貨物の運送を目的として、深夜時間帯を利用して1週間6往復の運航をしようとして本件申請に及んだものである。

国土交通大臣から平成19年2月15日に諮問を受け、当審議会は慎重に審議した結果、申請者の運航計画に定める発着が関西国際空港の発着調整基準に合致するものと認められる等、運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであると認められること、また、当該路線の運航は、深夜時間帯を利用するものであり、より一層の多頻度運航と競争の促進を図り、利用者利便の向上に資するものであること等、当該混雑飛行場を適切かつ合理的に使用するものであると認められることから、同年3月13日に関西国際空港を使用して運航を行うことについては許可することが適当である旨の答申をした。